横浜都心・臨海地域	横浜市神奈川区の区域のうち、鶴屋町（一般国道一号線以西の区域に限る。）及び金港町（一般国道一号線以西の区域に限る。）の区域 横浜市西区の区域のうち、北幸一丁目及び二丁目、楠町（市道青木浅間線以東の区域に限る。）、浅間町、高島一丁目及び二丁目、平沼一丁目及び二丁目（県道横浜生田以北の区域に限る。）、南幸一丁目（一番、二番、五番から七番まで、十番、十一番及び十三番を除く。）並びにみなとみらい一丁目（一番、二番及び七番を除く。）の区域 十六号線以東の区域（一般国道一号線以南の区域に限る。）、市道桜木町四丁目から七丁目までの区域（一般国道一号線以南の区域に限る。）、海岸通五丁目並びに北仲通五丁目及び六丁目の区域（一般国道四百三十三号線以北の区域に限る。） 横浜市中区の区域のうち、内田町の区域、海岸通五丁目並びに北仲通五丁目及び六丁目の区域（一般国道四百三十三号線以北の区域に限る。） 川崎市川崎区の区域のうち、多摩運河の西側端線と多摩川の南側端線との交会点を起点とし、順次同側端線、市道殿町第二十二号線、市道殿町第三丁目二十九番と同丁目二十番との境界線、市道殿町第二十四号線、一般国道四百十四号線及び多摩運河の西側端線を経て起点に至る線（道路にあっては、その中心線）	名古屋駅周辺・栄地域	名古屋市西区、中村区及び中川区のうち、市道米屋町第一号線と市道上笹島町線との交会点を起点とし、順次同市道、市道広井町第二号線、名古屋鉄道名古屋本線、市道堀内町第一号線、市道牧野笹島町線と同市道、市道牧野町第一号線、名古屋鉄道名古屋本線、同市道、同区牧野町字六反田一番三と同町字六反田一番九、同区牧野町字一番一と同町字一番七、同区牧野町字六反田一番八と同町字六反田一番九、同区太閤二丁目一番一と同区太閤二丁目一番十一、同区太閤二丁目一番十と同丁目一番十一、同丁目五十一番一と同丁目五十一番二との境界線、同丁目五十一番二と同丁目五十一番一との境界線、同丁目五十一番十と同丁目五十一番九との境界線、同丁目五十一番八と同丁目五十一番七との境界線、同丁目五十一番六と同丁目五十一番五との境界線、同丁目五十一番四と同丁目五十一番三との境界線、同丁目五十一番二と同丁目五十一番一との境界線、同丁目五十一番十と同丁目五十番との境界線、同丁目五十番九と同丁目五十番八との境界線、同丁目五十番七と同丁目五十番六との境界線、同丁目五十番五と同丁目五十番四との境界線、同丁目五十番三と同丁目五十番二との境界線、同丁目五十番一と同丁目五十番との境界線、同丁目五十一番一と同丁目五十一番二との境界線、同丁目五十一番三と同丁目五十一番四との境界線、同丁目五十一番五と同丁目五十一番六との境界線、同丁目五十一番七と同丁目五十一番八との境界線、同丁目五十一番九と同丁目五十一番十との境界線、同丁目五十一番十と同丁目五十二番一との境界線、同丁目五十二番一と同丁目五十二番二との境界線、さらに同区画道路九―一号線、同区画道路九―二号線、市道江川線、市道下広井町線、市道並びに市道米屋町第一号線と市道名古屋長久手線（道路にあっては、その中心線）で囲まれた区域 名古屋市東区及び中区の区域のうち、市道武平町線と市道錦通との交会点を起点とし、順次同市道、市道久屋大通の西側端線、市道本重町通、市道長者町通、市道入江町通、市道南久屋大通、市道武平通及び市道武平町線を経て起点に至る線（市道以外の道路にあっては、その中心線）で囲まれた区域	大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域	大阪市福島区の区域のうち、福島六丁目及び七丁目の区域（大阪駅大深西地区土地区画整理事業の施行区域及び大阪都市計画都市高速鉄道西日本旅客鉄道東海道支線の区域に相当する区域に限る。） 大阪市北区の区域のうち、豊崎五丁目及び七丁目、中津一丁目から三丁目まで及び本庄東一丁目並びに大淀南一丁目及び二丁目の区域（大阪都市計画道路都市高速鉄道西九条線（大阪駅深西地区土地区画整理事業の施行区域に限る。）及び大阪駅曽根崎深東地区土地区画整理事業の施行区域に限る。）並びに梅田北野線（市道梅田北野線と市道芝田一丁目及び芝田二丁目の境界線並びに市道芝田一丁目及び芝田二丁目の境界線を除く。）に限る。）及び梅田一丁目、市道梅田善源寺線及び梅田地区計画の区域（梅田北部地区地区整備事業の区域に限る。） 大阪市住之江区の区域のうち、南港北一丁目（一番から六番まで、七番十八、七番十五、七番六十二、九番、十七番、二十番、二十四番及び二十五番の区域、三十番及び三十一番の区域（コスモスクエア駅の南側端線以南の区域に限る。）並びに三十二番及び三十三番の区域並びにこれらの区域に隣接する道路の区域を除く。）及び二丁目（一番に限る。）の区域
		福岡都心地域	福岡市中央区の区域のうち、那珂川と市道博多姪浜線との交会点を起点とし、順次同市道、市道長浜博多駅二号線、市道大名七百八十六号線、市道大名七百五十七号線、市道舞鶴薬院（中―一）線、一般国道二百二号線、市道薬院六百四十二号線、市道春吉渡辺通線、一般国道二百号線、市道博多駅草ヶ江線及び那珂川の中心線で囲まれた区域 福岡市博多区の区域のうち、市道博多駅東二千五百二十九号線と市道博多駅前線との交会点を起点とし、順次同市道、市道博多駅東二千五百二十八号線、市道博多駅前三十号線、市道博多駅前三十一号線、市道博多駅前八十八号線、市道博多駅前九十号線、市道博多駅前九十一号線、市道博多駅前九十二号線、市道博多駅前百二十四号線、市道博多駅南二千四百八十二号線、市道博多駅南二千四百七十一号線、市道博多駅東二千五百二十九号線を経て起点に至る道路の中心線で囲まれた区域 福岡市博多区の区域のうち、港中A―十五臨港道路と海岸線との交会点を起点とし、順次海岸線、那珂川の東側端線、港博B―九臨港道路、港博A―七臨港道路、市道築港本町四百八十一号線、市道石城町四百八十七号線、市中A―五臨港道路、市中B―四臨港道路、港中A―十四臨港道路及び港中A―十五臨港道路を経て起点に至る線（道路にあっては、その中心線）で囲まれた区域		
		備考　この表に掲げる区域は、平成二十三年十一月十日における行政区画、都市計画に定める区域若しくは施行区域又は道路（都市計画道路を含む。）、河川、鉄道その他のものによって表示されたものとする。			

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦

原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年一月二十五日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第十二号

原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和三十六年法律第百四十八号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。